

TSV取込みについて

1. 目的

原産判定依頼および発給申請の内容をTSV（項目をTAB区切りにしたテキスト）により取り込ませる機能を設けます。この機能により、同類申請および多数の明細がある申請の登録時間を簡略化させます。

2. TSV取り込みの概要

原産判定依頼および発給申請に対して、TSVファイルによる取込を可能とします。

画面インターフェースは、用意頂いたTSVファイルを画面より参照選択し、アップします。

アップされた内容は、新規登録として登録画面に表示され、登録（保存）が可能となります。

申請単位は、1申請につき、1ファイルとします。

TSV作成時には、画面項目チェック制御に準じた、入力データを指定して頂く必要があります。

レイアウトの必須項目は、必ず入力して頂く必要があります。

桁数エラー、属性エラーの場合、TSV取込画面でエラーとします。

桁数：TSVレイアウト参照（レイアウトはバイト単位指定。全角は2バイト必要となります）

属性：全角は、EUCコードのみとなります。（ や外字は指定不可です）

日付は存在する日付を設定する必要があります。（例：20050620）

マスタ：材料の原産性を判定した方式は、別紙「材料の原産性を判定した方式コード定義」に従って設定してください。

マスタ：単位は、別紙「重量単位コード定義」に従って設定してください。

マスタ：国は、別紙「国コード定義」に従って設定してください。

EXCELでTSVデータを作成する場合、数字文字の扱いに注意してください。

EXCELにより、頭0が省略されたり、長い桁数の場合E+で表示される場合があります。

その場合は、EXCELのセルを文字属性に定義してください。

操作ユーザ

ログインユーザより、依頼者または申請者の情報を取り出します。

そのため、TSV取込は、各申請を実施するユーザIDでログインし、操作して頂く必要があります。

（日商事務所側で代理入力する場合は、依頼者、申請者情報はTSV取込後、手入力となります）

TSV取込画面は、メインメニューから遷移可能とします。

3. TSV取込処理の画面フロー

以下に「原産品判定依頼書」をTSV取込機能により実施する手順を示します。

なお、当該協定で初めて入力する場合は、お手数ですが新規入力か、他協定の複写でデータを作成してください。

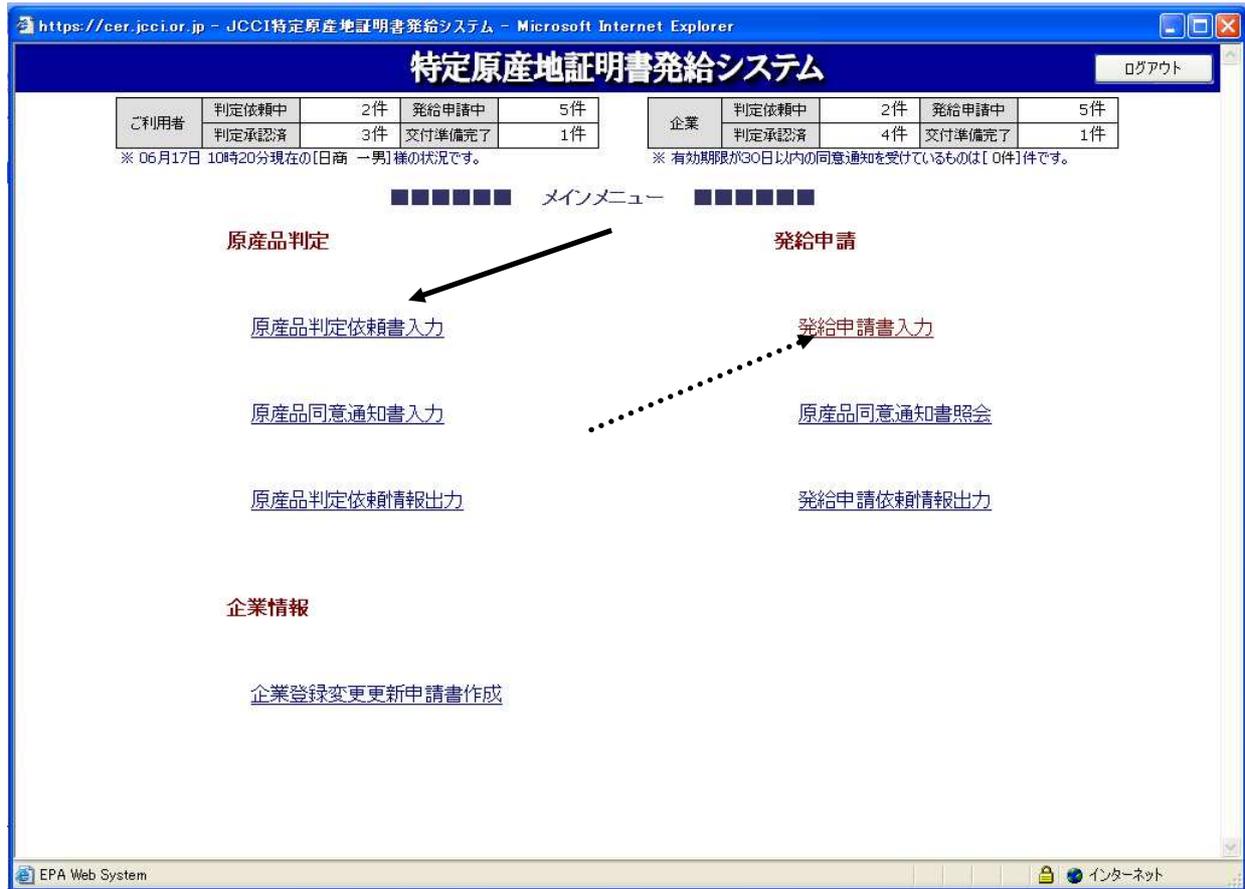
（発給申請TSV取込も同様のインターフェースとなります）

TSV取込のレイアウトに従い、TSVデータを用意します。

原産品判定一覧の受付番号をクリックすることで閲覧可能な参照画面の最下部にTSV出力ボタンがあります。

ここで出力したデータの項目がTSV取込みのデータ項目のサンプルになります。

申請を行うユーザが、ユーザID / パスワードを指定し、特定原産地証明書発給システムにログインします。
 メインメニューより、「原産品判定依頼書入力」をクリックします。

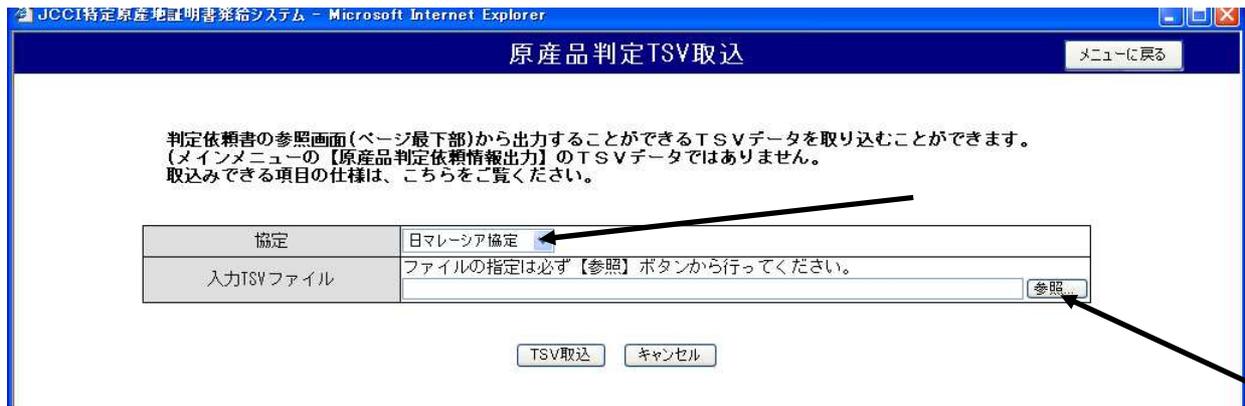


(発給申請TSV取込みは「発給申請入力」をクリックします。)

「原産品判定依頼書一覧」画面が表示されます。「TSV形式で新規取込」ボタンをクリックしてください。



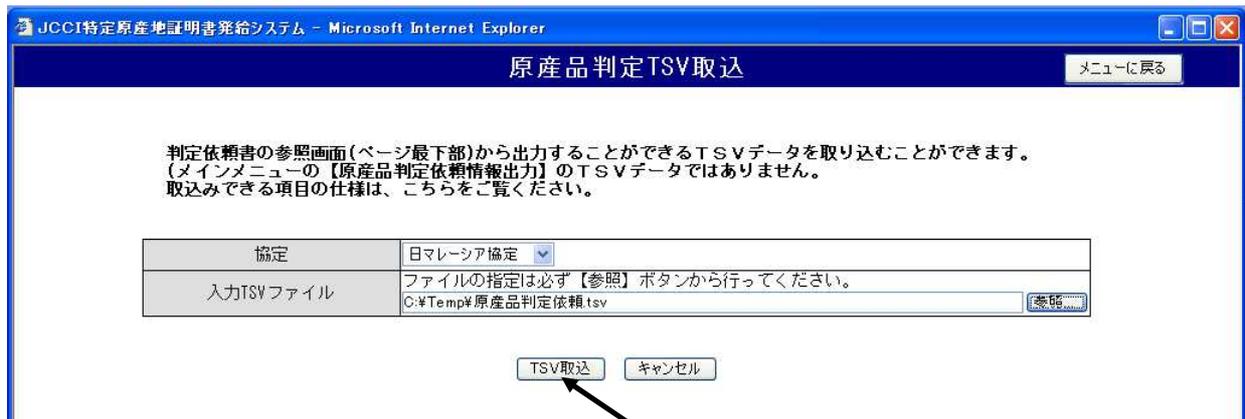
「原産品判定TSV取込」画面が表示されます。「協定」を選択して、「参照」ボタンをクリックしてください。



「ファイルの選択」ダイアログがでます。 で作成したファイルを選択し、「開く」ボタンをクリックしてください。



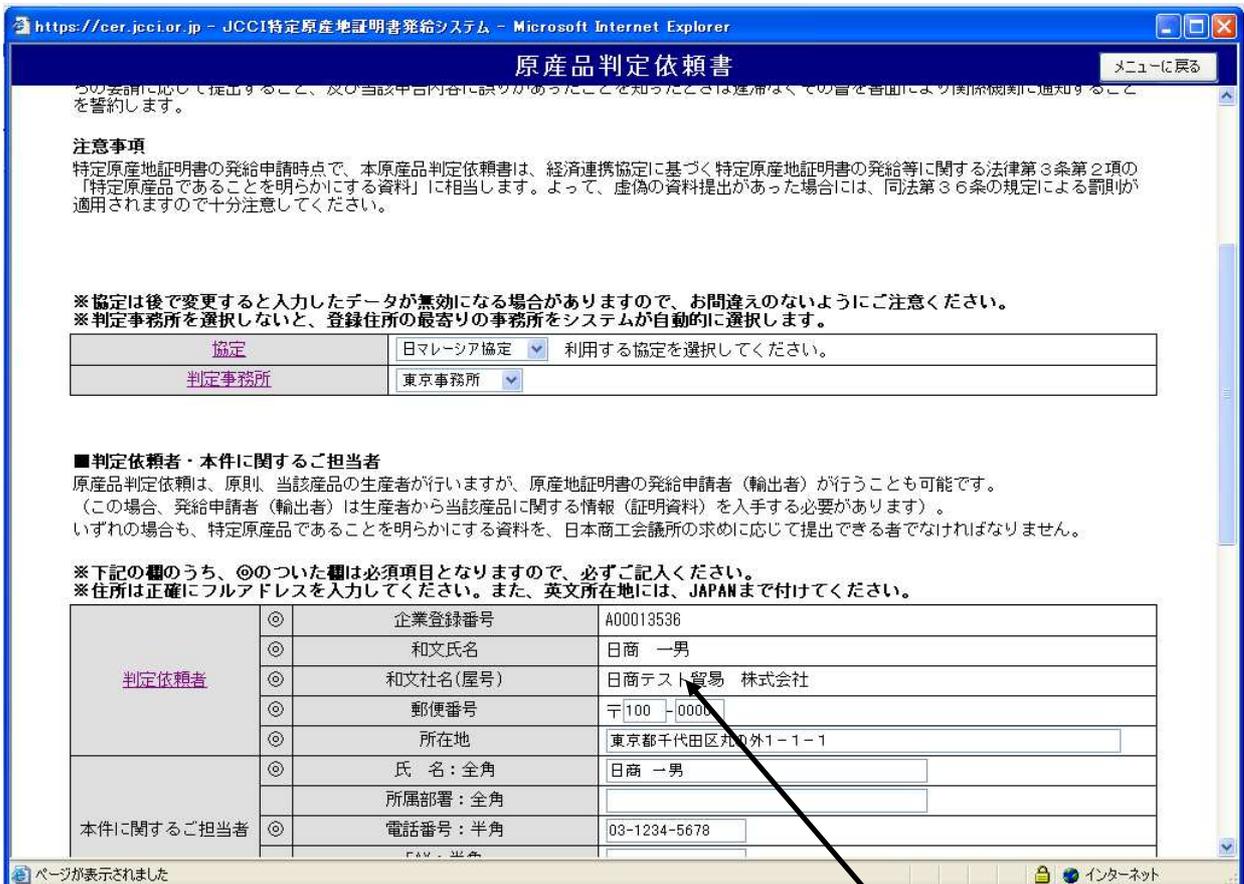
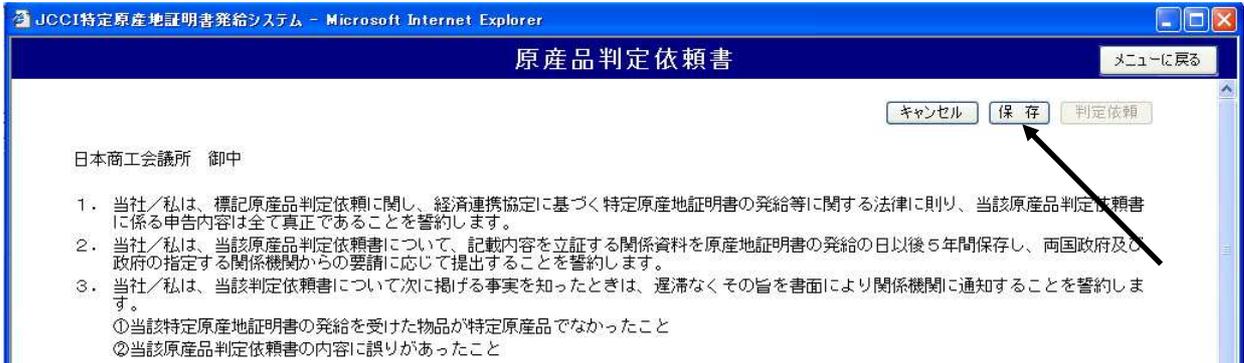
で選択したファイルが参照ボタンの左テキストボックスに表示されているのを確認し、「TSV取込」ボタンをクリックしてください。



以下確認がでますので、「OK」をクリックしてください。



「原産品判定依頼書」画面が表示され、TSVファイルの内容が反映されます。
 TSVファイルの内容から、追加・変更する場合は、本画面から実施してください。
 「保存」または「判定依頼」ボタンクリックによりデータベースに保存されます。



以降は、手入力での登録と同じ操作となります。

判定依頼者情報は、
 ログオンIDより自動的に表示されます。